

防衛省訓令第37号

装備品等の研究開発に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛大臣 中谷 元

装備品等の研究開発に関する訓令

改正 平成28年3月31日省訓第37号

改正 令和 2年6月30日省訓第41号

装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 技術に関する調査分析及び見積り（第6条－
第8条）

第3章 研究開発に関する中長期の見積り（第9条－
第11条）

第4章 年度業務計画（第12条－第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、装備品等の研究開発（防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 14 号に規定する装備品等の研究開発をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長をいう。
- (2) 各自衛隊等 統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部をいう。
- (3) 長官 防衛装備庁長官をいう。
- (4) 研究開発評価 装備品等の研究開発に関して行われる評価をいう。
- (5) 装備取得委員会 装備取得委員会に関する訓令（平成 27 年防衛省訓令第 38 号）に規定する委員会

をいう。

(6) 装備品等の研究 防衛装備庁が行う装備品等の開発に必要な科学技術上の知識を取得するための調査研究、考案及び試験をいう。

(7) 装備品等の開発 防衛装備庁が各自衛隊等の装備品等の創製又は装備品等の性能、諸元及び構造についての重要な改善又は能力向上をするために行う考案、設計、試作及び試験並びに各自衛隊等がその実用性の評価その他の評価をするために行う試験をいう。

(8) 装備品等の研究改善 各自衛隊等が行う装備品等の軽易な改善及びその試験をいう。

(適用除外)

第3条 この訓令の規定は、第4条並びに第2章及び第4章の規定を除き、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）の規定による船舶の製造又は改造については適用しない。

(装備品等の研究開発についての指針)

第4条 防衛大臣は、必要に応じて、各幕僚長等及び長官に対し、装備品等の研究開発についての基本的方針、研究開発評価の指針その他の指針とすべき事項を示す。

（実施の協力）

第5条 防衛省本省の内部部局、各自衛隊等及び防衛装備庁は、装備品等の研究開発の実施に関し、相互に密接に協力しなければならない。

第2章 技術に関する調査分析及び見積り

（防衛技術調査分析）

第6条 長官は、次条の技術動向見積り及び第8条の中長期技術見積りの作成に資するために、装備品等についての科学技術に関する内外の動向を調査分析した防衛技術調査分析を作成し、所要の時期までに防衛大臣に提出するとともに、各幕僚長等に通知するものとする。

（技術動向見積り）

第7条 長官は、情報業務の実施に関する訓令（平成1

8 年防衛庁訓令第 2 1 号) 第 1 9 条に規定する長期情報見積りの作成時期を考慮し、防衛技術調査分析を参考として、将来の科学技術の動向及び内外の諸情勢を踏まえ、国外の特定の装備品等の動向を分析した技術動向見積りを作成し、防衛大臣に報告するとともに、情報本部長及び防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成 2 7 年防衛省訓令第 3 2 号）第 5 条に規定する委員会に通知するものとする。

- 2 技術動向見積りは、原則としてその作成する年度以降おおむね 1 0 年間を対象として作成するものとする。
- 3 長官は、各幕僚長等に対し、技術動向見積りの作成に必要な資料の提出を求めることができる。

（中長期技術見積り）

第 8 条 中長期技術見積りは、防衛技術調査分析及び技術動向見積りを参考として、将来における我が国の技術的優位性を確保する技術戦略の構築に資するとともに、先進的な装備品等の創製を行うため、中長期的な科学技術分野の取り組みの方向その他の技術に関する

見積りを明らかにするものをいう。

2 長官は、中長期技術見積りを原則として5年毎に作成し、装備取得委員会の審議を踏まえ、その作成する年度の年度末までに防衛大臣に報告するとともに、各幕僚長等に通知するものとする。

3 長官は、中長期技術見積りを作成しない年度にあつては、必要に応じて、前条の技術動向見積りの作成時等に適宜見直しを行うものとし、その結果中長期技術見積りに重要な修正を加える場合には、装備取得委員会の審議を踏まえ、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、各幕僚長等に通知するものとする。

第3章 研究開発に関する中長期の見積り

(装備品等研究開発見積依頼)

第9条 装備品等研究開発見積依頼は、防衛装備庁による研究開発の必要性について、各自衛隊等における所要を明らかにすることを目的とし、次条の規定による装備品等研究開発見積りの作成等に資するよう各幕僚長等が作成するものをいう。

2 各幕僚長等は、別表第1に掲げる事項（装備品等研究開発見積依頼の作成時点において明確化することができない事項を除く。）を努めて具体的に記載した装備品等研究開発見積依頼について、努めて早期の時期から概算要求年度の前々年度までの間、所要の時期までに作成し、長官に提出するものとする。

3 各幕僚長等は、前項の規定により装備品等研究開発見積依頼を長官に提出した後、事情の変更その他の理由により、当該依頼を修正する必要がある場合には、速やかに、修正の上長官に提出するものとする。

（装備品等研究開発見積り）

第10条 装備品等研究開発見積りは、長官が研究開発に係る技術的なリスクの分析その他の必要な分析を行うものであって、防衛装備庁による装備品等の研究開発に係る中長期の見積りを明らかにすることを目的とし、各自衛隊等における装備品等の研究開発所要の検討に資するとともに、次条の規定により各幕僚長等が行う装備品等研究開発要求の作成に資するものをいう。

2 長官は、前条の規定により提出を受けた装備品等研究開発見積依頼及び長官が必要と認めた研究開発に関し、装備品等の研究にあつては別表第2に掲げる事項を、装備品等の開発にあつては別表第3に掲げる事項を努めて具体的に記載した装備品等研究開発見積り（装備品等研究開発見積りの作成時点において明確化することができない事項を除く。）について、長官が作成を必要と認めた年度又は前条の依頼があつた年度の翌年度の所要の時期までに作成し、必要に応じ各幕僚長等に通知するものとする。

（装備品等研究開発要求）

第11条 各幕僚長等は、長官に装備品等の研究開発を求める場合には、概算要求年度の前年度から当該研究開発が終了するまでの間、所要の時期までに、別表第1に掲げる事項を記載した装備品等研究開発要求を作成し、長官に提出するとともに、防衛大臣に報告するものとする。

2 各幕僚長等は、前項の規定により装備品等研究開発

要求を長官に提出した後、事情の変更その他の理由により、当該要求の内容を修正する場合は、速やかに、修正の上長官に提出するとともに、防衛大臣に報告するものとする。

第4章 年度業務計画

（防衛装備庁が作成する年度業務計画）

第12条 防衛装備庁が作成する年度業務計画は、第10条の規定による装備品等研究開発見積り及び前条の規定による装備品等研究開発要求を踏まえ、予算の見積り及び執行の基礎とすることを目的として、対象とする年度において防衛装備庁が実施すべき装備品等の研究開発に係る事項について、その達成目標及び達成方途を明らかにするものをいい、次の各号に掲げる計画ごとに、それぞれ当該各号に定める事項について定めるものとする。

- (1) 基本計画 計画の方針、装備品等の研究開発の概要その他の綱要及び当該研究開発のうち、社会的影響が大きいものその他の政策的に重要なものとして

防衛大臣が指定するもの（以下「防衛大臣が指定する研究開発」という。）に係る事項

- (2) 実施計画 装備品等の研究に係る別表第2又は装備品等の開発に係る別表第3に掲げる区分に応じて、長官の定める細部区分に従い、詳細に表示した達成目標（必要に応じて、その実施の時期、経費等を表示した達成方途）

- 2 長官は、前項第1号の基本計画（以下単に「基本計画」という。）については、その計画の対象とする年度の前年度の所要の時期までに概算要求の基礎となる基本計画案を作成し、予算の成立後、直ちに所要の修正を行い、原則として当該年度開始前に防衛大臣の承認を得るものとし、前項第2号の実施計画（以下単に「実施計画」という。）については、基本計画の承認後、所要の時期までに防衛大臣に報告するとともに、必要に応じ各幕僚長等に通知するものとする。

- 3 長官は、前条第2項の規定による装備品等研究開発要求の修正があった場合、第15条の規定による研究

開発の中止の指示を受けた場合その他の基本計画に重要な修正を加える場合には、防衛大臣の承認を得るものとする。

4 長官は、実施計画に重要な修正を加える場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、必要に応じ各幕僚長等に通知するものとする。

5 長官は、新たに研究開発に着手する装備品等に係る実施計画を作成する場合又は前項の規定による修正を行う場合（第15条の規定による研究開発の中止又は実施計画の修正の指示に基づく場合を除く。）において、当該作成又は当該修正の対象が防衛大臣が指定する研究開発に係る事項であるときは、原則として装備取得委員会の審議を経て、これを行うものとする。

（各自衛隊等が作成する年度業務計画）

第13条 各幕僚長等は、装備品等の研究改善及び装備品等の開発について実用性の評価その他の評価をするために行う試験に係る年度業務計画を作成するものとし、その手続については、長官が別に定めるものとする。

る。

（成果等の報告）

第14条 長官は、実施計画に記載された評価時点ごとに、防衛大臣が指定する研究開発及び長官が必要と認めた研究開発の成果及び進捗の見積りについて、防衛大臣に報告するとともに、必要に応じ各幕僚長等に通知するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、長官は、必要があると認める場合には、研究開発に関する状況等を防衛大臣に報告するとともに、必要に応じ各幕僚長等に通知するものとする。

3 各幕僚長等は、装備品等の開発について実用性の評価その他の評価をするために行う試験が終了した場合には、当該試験の結果に当該装備品等が部隊の使用に供し得るか否かについての意見及び当該装備品等の名称の案を付して、防衛大臣に報告するとともに、長官に通知するものとする。

4 防衛大臣は、前項の規定による報告の内容について

、装備取得委員会に諮問し、その答申を踏まえて当該装備品等が部隊の使用に供し得るか否か及び当該装備品等の名称を決定する。

5 各幕僚長等は、整備計画局長と調整した上で、防衛力の整備の事情により、第3項の規定による試験の終了前に量産に着手する必要がある場合には、長官の協力を得て、当該装備品等に係る研究開発で得られた成果に当該装備品等が部隊の使用に供し得る見通しについての意見を付して、防衛大臣に報告するとともに、長官に通知するものとする。

6 防衛大臣は、前項の規定による報告の内容について、装備取得委員会に諮問し、その答申を踏まえて当該装備品等が部隊の使用に供し得る見通しがあるか否かを決定する。

7 防衛大臣は、第4項又は前項の規定による決定をしたときは、その決定に係る事項を各幕僚長等に通知する。

8 各幕僚長等は、装備品等の研究改善に係る成果及び

進捗の見積りを長官に通知するものとする。

（中止又は修正の指示）

第 15 条 防衛大臣は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により報告された防衛装備庁が実施する研究開発について次に掲げる場合に該当するときは、装備取得委員会に諮問し、その答申を踏まえて当該研究開発の中止又は実施計画の修正を長官に命ずる。

- (1) 装備品等の研究については研究目標が、装備品等の開発については目標性能が、それぞれ達成されないと見込まれる場合
- (2) 完了時期が著しく遅延すると見込まれる場合
- (3) 所要経費が著しく増大すると見込まれる場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、著しい事情の変更に
より、当該研究開発を継続することが適当でないと
認める場合

第 5 章 雑則

（研究の委託）

第 16 条 防衛省における研究開発の効果的・効率的な

実施に資するよう、革新的・先進的な科学技術上の知識を取得するために研究の委託を行う場合について、その具体的な手続は、長官が別に定めるものとする。

（委任規定）

第 1 7 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、長官が定めるほか、各自衛隊等において必要な細部事項は各幕僚長等がそれぞれ定めるものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この訓令による改正前の装備品等の研究開発に関する訓令により作成された次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる改正後の装備品等の研究開発に関する訓令の規定により作成された書類とみなす。

技術研究開発要求見積書	装備品等研究開発見積
-------------	------------

	依 頼
技 術 研 究 開 発 実 施 見 積 書	装 備 品 等 研 究 開 発 見 積 り
技 術 研 究 要 求 書	装 備 品 等 研 究 開 発 要 求
技 術 開 発 要 求 書	装 備 品 等 研 究 開 発 要 求
技 術 研 究 本 部 の 「 年 度 業 務 計 画 」	防 衛 装 備 庁 の 「 年 度 業 務 計 画 」

附 則（平成２８年３月３１日省訓第３７号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成２８年４月１日）から施行する。

附 則（令和２年６月３０日省訓第４１号）

この訓令は、令和２年６月３０日から施行する。

別表第 1 （第 9 条・第 1 1 条関係）

- 1 研究開発目的
- 2 運用構想
- 3 装備構想
- 4 要求性能
- 5 研究開発完了希望時期
- 6 期待する量産単価
- 7 ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項
- 8 その他必要な事項（各自衛隊等が行う試験に関する事項を含む。）

別表第 2 （第 1 0 条・第 1 2 条関係）

- 1 研究目的及び目標
- 2 研究完了予定年度
- 3 実施線表
- 4 評価時点
- 5 その他必要な事項（試験に関する事項を含む。）

別表第 3 （第 1 0 条・第 1 2 条関係）

- 1 開発目的

- 2 目標性能
- 3 開発完了予定年度
- 4 実施線表
- 5 見積量産単価
- 6 評価時点
- 7 ライフサイクルコスト抑制のための方策
- 8 その他必要な事項（防衛装備庁及び各自衛隊等が行う試験に関する事項を含む。）